

平成 30 年 9 月 18 日

凸版印刷株式会社

代表取締役社長 金子 眞吾 様

図書印刷株式会社の株主価値向上に向けて

弊社は図書印刷株式会社（以下、「図書印刷」と言います。）の株主として、金子様には過去に 4 通のお手紙を差し上げて参りました。

昨年 3 月 1 日付の 1 通目は、図書印刷の発表した中期経営計画について、①事業領域拡大投資に 200 億円は無謀であり 3 年後の ROE 目標が 1.7%は低すぎることに、②大幅な株主還元により、大き過ぎる純資産を縮小して資本効率を向上させること、等を親会社である貴社からご指導いただきたい旨お願い致しました。

昨年 7 月 3 日付の 2 通目では、図書印刷は貴社の連結子会社であり、貴社は子会社に働きかけて株主価値を向上させるべき責務があることから、もっと大株主として図書印刷をガバナンスしていただきたいとお願い致しました。

3 通目は昨年 12 月 20 日付で、①株主価値が向上するとは考えられない図書印刷の中期経営計画を見直すべきこと、②巨額な現金及び現金類似資産を保有したまま徒に時間だけを経過させることなく株主還元を行うこと、③大株主同士として弊社は貴社と面談をさせていただきたいこと、等をお願い致しました。

そして、本年 7 月には、①図書印刷の低すぎる事業利益率は、早急に改善する必要があること、②1 年以上経過しても殆ど進捗していない 200 億円もの無謀な事業領域拡大の投資計画を見直すべきこと、③当面使う予定の無い現金類似資産は、資本効率の向上のため、株主還元するべきこと、④図書印刷の株主総会において、政策保有株式売却の株主提案に対し、貴社を除く少数株主の約 36.5%が賛成した意味を良くお考えいただきたいこと、等を申し上げました。

年初に貴社から私宛にいただいた返信では、「図書印刷は上場会社として同社経営陣の判断と責任において当社から独立して経営されている事業体であることから、図書印刷の経営に関するテーマは同社との間で議論していただくことが適切である」と記載されておりました。図書印刷が独立して経営されていることは当然であります。貴社には、大株主として図書印刷を監督する責任があることを再度申し上げたいと存じます。

平成 26 年の会社法改正に係る法制審議会の議論においても、「会社の資産である子会社の株式の価値を維持するために必要・適切な手段を講じることが親会社の善管注

意義から要求されており、株主である親会社として、取ることのできる手段を適切に用いて対処するというのも、当然その内容に含まれる」との意見が出され、親会社取締役には資産としての子会社株式を管理する義務があり、親会社取締役の子会社監督の職務が存在することについては、ほぼ解釈上の整理がされているのです（本年6月22日付の経済産業省コーポレート・ガバナンス・システム研究会事務局説明資料の9ページをご参照ください）。

また、昨年改訂された「責任ある機関投資家の諸原則」（日本版スチュワードシップ・コード）では、原則4-4において、「機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うことが有益な場合もあり得る」とされております。貴社は機関投資家ではありませんが、図書印刷の置かれた状況に鑑みれば、弊社は機関投資家としてのスチュワードシップ責任を果たすためにも、大株主同士として貴社とご相談させていただくことを切望しております。

繰り返しのお願いでございますが、是非とも私とのご面談を実現いただきたく、お願い申し上げます。

株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役